



[お問合せ]

小美玉市産業経済部 商工観光課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835
電話: 0299-48-1111(代表)

茨城県営業戦略部 立地整備課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978
電話: 029-301-2752(直通)

(2022年4月作成)

小美玉市 企業立地のご案内

Guidance of the Omitama-city company location



Contents

小美玉市の概要 2 ~ 3

企業誘致ワンストップ窓口について 4 ~ 5

茨城空港アクセス道路について 6

産業活動の活性化及び
雇用機会の創出について 7

先端設備等導入計画について 8

工場立地法について 9

茨城空港テクノパークについて 10 ~ 11

小美玉市の概要

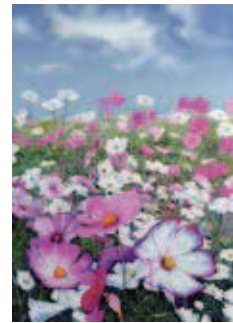
市章



円で小美玉市の英頭文字の「O」と小美玉の「M」「T」を兼ね図案化。

躍動する3曲線で3町村の合併を表し、豊富な緑、霞ヶ浦の自然に包まれた土地に輝く人が共に手を取り、交流を深める姿を象徴として、市の無限の向上発展を表現している。

シンボル



■市の花 コスモス

市内各地に植えられ、たおれても起き上がる姿は力強く清楚で、語源（cosmos=宇宙、世界、調和）から小美玉市の平和な発展を願うにふさわしい花です。



■市の木 ケヤキ

大地にしっかりと根を張り、放射状に大きく枝を張る姿は雄大で、力強く空へ向かって成長していく姿は、将来へ向け伸びゆく小美玉市にふさわしい木です。



■市の鳥 シラサギ

市内の水辺周辺に生息し、市民に親しまれ気品があり、優雅に羽を広げ大空にはばたく姿は美しく、清らかに飛躍する小美玉市にふさわしい鳥です。

人口

令和4年4月1日現在

区分	日本人	外国人	合計
総人口(人)	47,669	1,515	49,184
男	23,906	878	24,784
女	23,763	637	24,400

位置と地勢

東京都心から北東へ約80km、茨城県のほぼ中央部に位置し、北へ20kmの距離に県都水戸市、南西へ20kmの距離に筑波研究学園都市があります。地表は概ね関東ローム層に覆われ、起伏も少なくほぼ平坦な地形となっています。また、南部は霞ヶ浦に接しています。

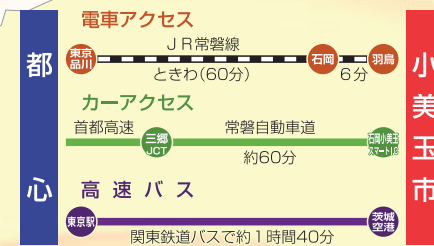
面積は144.74km²で、市の西部をJR常磐線、国道6号、常磐自動車道が貫き、南部には国道355号が通り、東部

には航空自衛隊百里基地があります。

茨城空港が開港し国内外との新たな交流が生まれ、幅広い分野での地域振興が期待されています。

市の将来像である「ひともの地域」が輝き はばたくダイヤモンドシティ～見つかる。みがく。光をあてる。～の実現をめざし、まちづくりを進めています。

東京都心から90分圏内



道路

首都圏とのスムーズなアクセス

- 常磐自動車道
- 北関東自動車道
- 東関東自動車道
- 首都圏中央連絡自動車道

首都圏や関東一円を結ぶ高速道路網が整備され輸送時間の短縮や輸送量の増加などのバックアップの態勢が整備されています。

海路

海外とつながるビジネス航路

- 日立港区
- 常陸那珂港区
- 大洗港区
- 鹿島港

完成自動車やバラ貨物等の多様な物流やコンテナ、国内外FORO貨物、など国内外に対応しています。

空路

首都圏3番目の空港

- 茨城空港

首都圏における多様な航空需要の受け皿としてその一翼を担うセカンダリ*空港としての活用が期待されます。

*セカンダリ空港とは大都市周辺の比較的混雑していない中小空港

● 都心から茨城空港へのアクセス時間短縮

東京方面(三郷IC)から千代田石岡インターチェンジを経由し、国道6号等を利用する現在のルートと比べアクセス道路開通後は**16分の短縮!**



小美玉市企業誘致ワンストップ窓口について

企業の小美玉市進出を全力でバックアップいたします！

小美玉市で新たに工場などを新增設する際に、建築関係、環境関係、用地関係や各種支援制度など様々な行政手続きが必要となる場合があります。

これらの手続きを支援する「**企業誘致ワンストップ窓口**」を商工観光課内に設置しました。

企業の皆様が小美玉市進出の際に係る行政手続きの相談窓口として、関係部局と連携を図りながら、手続きがスムーズに進むようにサポートいたします。

小美玉市では、企業の皆様の進出を市全体でサポートする「ワンストップ支援体制」を設けております。産業経済部商工観光課が窓口となり、企業様からのご相談・お問い合わせ、各種手続き方法等について、担当所管課（前頁参照）へのつなぎ役となり、迅速に対応いたします。

◇関係部局一覧

部局	課・室	関連内容
産業経済部	商工観光課 (ワンストップ窓口)	優遇制度・工場立地法・その他企業誘致全般に関する事
	農政課	森林法、農業振興地域、農用地に関する事
農業委員会事務局		農地転用に関する事
総務部	総務課	行政界・公有財産に関する事
	税務課	諸税に関する事
市民生活部	環境課	騒音、振動、公害防止、ごみ処理、空き屋等、環境関連法に関する事
副市長直轄組織	防災管理課	防災行政無線、防犯灯に関する事
市長公室	市民協働課	行政区(自治会)に関する事
企画財政部	企画調整課	国土利用計画法に関する事
都市建設部	都市整備課	用途地域、屋外広告物、公有地拡大推進法、公園・緑地、開発行為に関する事
	管理課	市道、水路、河川、電柱設置に関する事
	下水道課	雑排水処理、浄化槽、公共下水道に関する事
小美玉市水道局	水道課	水道に関する事(小川地区・美野里地区)
湖北水道企業団	施設課	水道に関する事(玉里地区)
教育委員会	教育指導課	通学路等に関する事
	生涯学習課	文化財に関する事
小美玉市消防本部	警防課	消防水利、消防活動用地に関する事
	予防課	消防設備、危険物製造所等の許認可に関する事
石岡台地土地改良区		受益地除外意見書、放流同意に関する事
茨城県土木部建築指導課県央建築指導室		建築行為に関する事
茨城県水戸土木事務所 道路管理課		県道に関する事
国土交通省常陸河川国道事務所 土浦国道出張所		国道6号に関する事

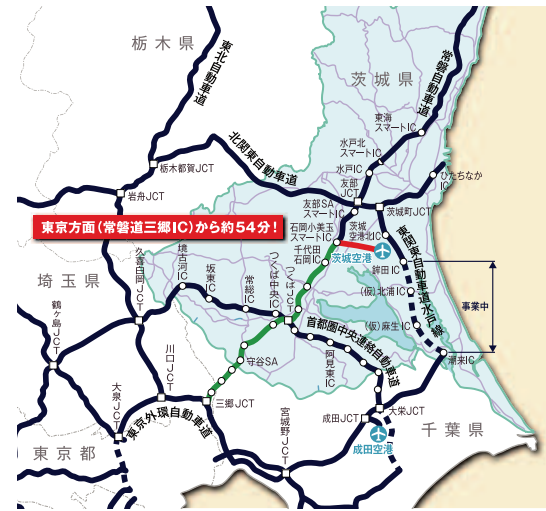


茨城空港アクセス道路について

事業の概要

本路線は、石岡小美玉スマートICと茨城空港をほぼ直線で結ぶ道路であり常磐自動車道と茨城空港のアクセス性の向上を目的とし、県と小美玉市が延長9.6キロメートルのバイパスを整備しました。

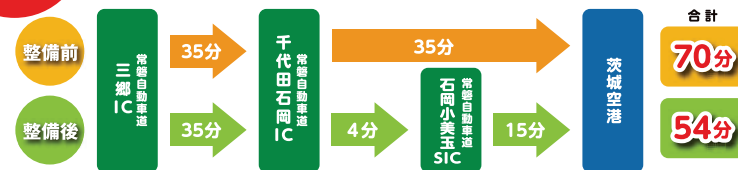
これまで、首都圏からの茨城空港利用者は、常磐自動車道千代田石岡ICからのルートが複雑で時間を要していますが、本路線の整備により所要時間の大幅な短縮が図られました。本路線の開通により、利便性に優れた空港として更なる需要拡大も期待できます。



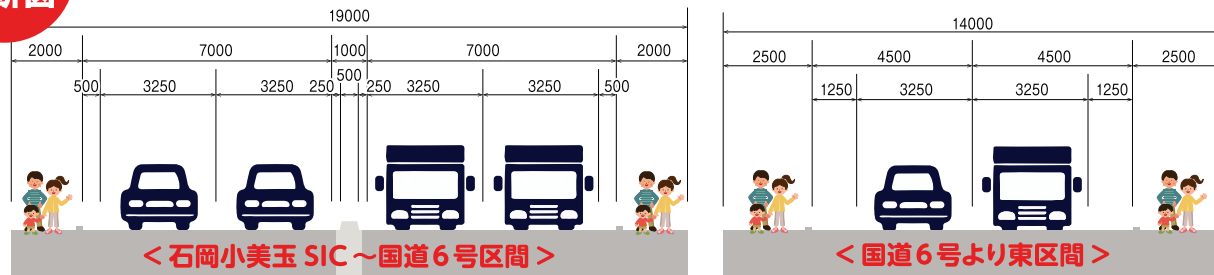
整備効果

●茨城空港へのアクセス時間短縮

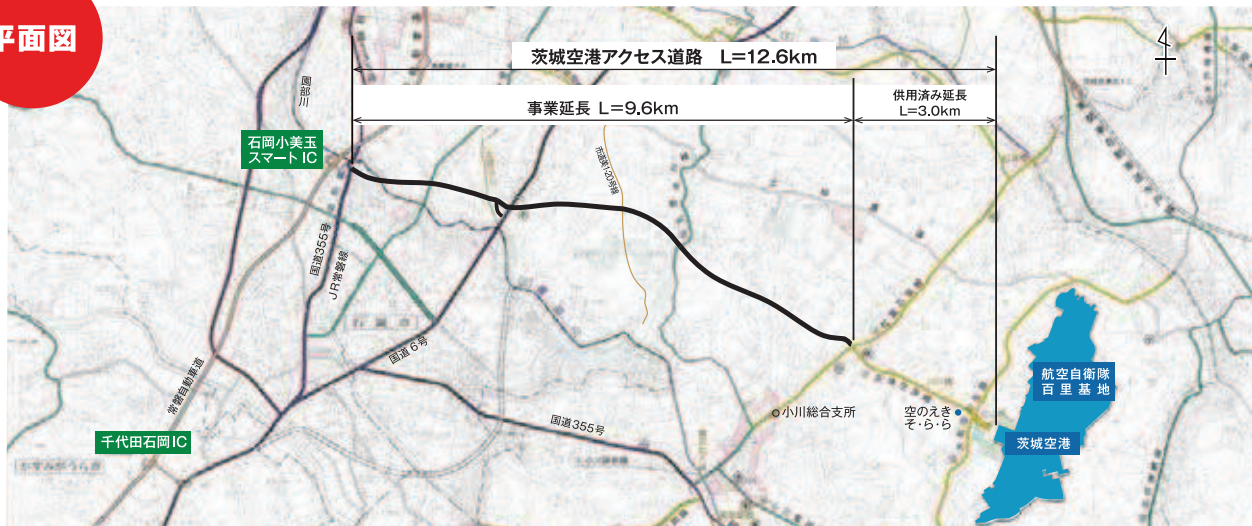
東京方面(三郷IC)から千代田石岡インターチェンジを經由し、国道6号、国道355号等を利用する現在のルートと比べ**16分の短縮!**



標準横断面図



平面図



小美玉市の主な優遇制度について —産業活動の活性化及び雇用機会の創出について—

固定資産税の課税免除

『小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例』に基づき新設・増設に伴う固定資産税を5年間の課税免除をします。

《条件》

1. 市内に事務所又は、事業所を新設・増設する。
2. 市内在住雇用者（正規雇用）を3人以上増加させる。
3. 条例が定める日までに実施する。

—注意—

- ①小美玉市内に住所を有する者を3人以上含むこと。
※工業団地内等である場合、3人以下でも対象となる。
- ②土地の固定資産税の免除については、取得後1年以内に着工し、家屋の底面積を対象とする。
- ③次に該当する場合は、対象外とする。
・ 風俗営業等を営む事務所又は事業所。
・ 市税及び各使用料を滞納している法人。
・ 事務所等の新設・増設が合併・分割・新たに法人を設立するための現物出資、組織の変更によりなされるもの。

◇申請等の流れ

申告書提出（資産取得の翌年の1月31日まで）→課税免除の決定→通知送付→課税免除

雇用奨励金の交付

上記の要件に該当し、市内に住所を有している者を一定期間継続して正規雇用した場合事業者に奨励金を交付します。

《条件》

1. 操業開始日の前後6か月に新規に雇用する者として雇い入れる。
2. 1年以上継続して正規雇用する。
3. 雇い入れた日から起算し1年を経過後、6か月以内に申請する。

—注意—

- ①新規雇用者1人につき、年額10万円の奨励金を交付する。
※1事業所あたり累計1,000万円を限度とする。
- ②交付決定を受けた年度から最長で3年度目までとする。
※雇用状況を確認する為、毎年度申請手続きを必要とする。
- ③虚偽・その他不正があった場合は、奨励金の交付決定取消・返納とする。

◇申請等の流れ

奨励金交付申請書の提出→奨励金の交付決定→奨励金の支払い

新規水道加入及び口径変更（増口径）の支援

上記の要件に該当し、新規水道加入及び口径変更を希望された事業者に、加入金の減免をします。

《条件》

1. 水道加入金（給水管口径 13mm～75mm）一律免除
2. 口径変更（増口径）差額分免除
3. 課税免除の決定通知（課税免除適用第1年度目）の交付を受けた日から翌2年度末日までに減免申請書を提出する。

◇申請等の流れ

減免申請書の提出（上記条例の課税免除決定通知書を添付）→減免決定通知書→免除額相当額の還付

先端設備等導入計画について

対象設備の更新で、固定資産税の優遇が受けられます!

中小企業者が労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、小美玉市の導入促進基本計画に合致する場合は、本市より計画の認定を行います。この認定を受けると、税制支援や補助金などの支援措置を活用することができます。

ただし、ソーラーパネル(太陽光発電設備)については、景観保護および自然環境への配慮が特に必要であることから、発電した電力を生産および販売等に使用・消費するために設置するもののみ対象とし、他社への供給や売電収入目的の設備については対象外となります。

受けられる優遇制度

① 固定資産税の軽減措置

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件を満たした場合、当該資産の固定資産税を免除します。

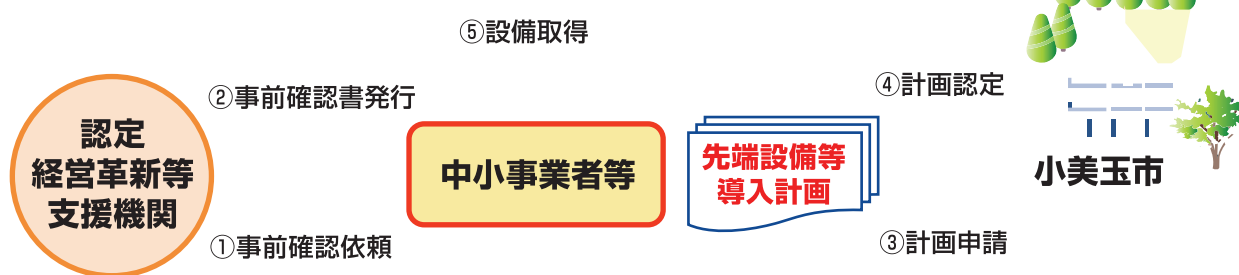
② 国補助金の優先採択について

国補助金について、当該特例措置の対象となる事業者等は、その点も加味した優先採択が行われます。各補助金の詳細情報や問い合わせ等については、各ホームページ等をご確認ください。

申請までの流れ

「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の提出⇒計画認定⇒資産取得後翌年の1月31日までに申告⇒軽減措置の決定⇒通知送付

先端設備等導入計画の認定フロー



認定を受けられる中小企業者の規模

業種分類	資本金または出資総額	常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

工場立地法について

対象となる工場(以下、特定工場とする)の規模について

製造業(物品の加工修理業も含む)、電気供給業(水力・地熱発電所を除く)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場であって、その規模が次のいずれかに該当するもの。

- ① 敷地面積が9,000㎡以上ある場合
- ② 建築物の建築面積(投影面積)の合計が3,000㎡以上ある場合

届出が必要となる事案について

以下のいずれかに該当する場合、届出が必要となります。

・特定工場の新設、廃止	・業種・製造品目の変更、廃止	・敷地面積、工場面積の変更
・生産施設面積の増減	・緑地、環境施設面積の減少	・所有者の氏名、住所の変更

※ただし、以下の場合は次回届出時に同時に届出を行ってください。(単届出は不要)

- ・生産施設の修繕に係る面積の増減が30㎡以下
- ・生産施設、緑地、環境施設に係る変更を伴わない建築面積の変更
- ・緑地、環境施設面積の純増
- ・単なる代表者の変更

緑地率の緩和について

小美玉市では、工場立地法第4条の2第2項に基づき、緑地率の緩和を行っています。

区分	国の基準	該当工業等	小美玉市地域準則	
			緑地面積率	環境施設面積率
工業・準工業地域(第1種区域)			10%以上	15%以上
工業専用地域(第2種区域)		大沼地区(工専)	5%以上	10%以上
用途地域の定めのない区域(第3種区域)		白地	15%以上	20%以上
用途地域の定めのない区域のうち規則で別に定める区域(第4種区域)	緑地面積率 20%以上 環境施設面積率 25%以上	茨城空港テクノパーク	5%以上	10%以上
		玉里工業団地	10%以上	15%以上
		玉里北工業団地		
		桜山工業団地		
		小岩戸地区(工場立地法に基づく工場適地及び農村地域工業等導入地区)		
		いばらき地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト(空港アクセス道路沿線沿い)		



令和2年12月撮影

茨城空港テクノパーク

IBARAKI AIRPORT TECHNO PARK



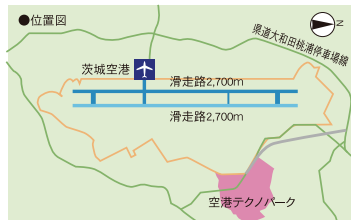
アクセス

道路

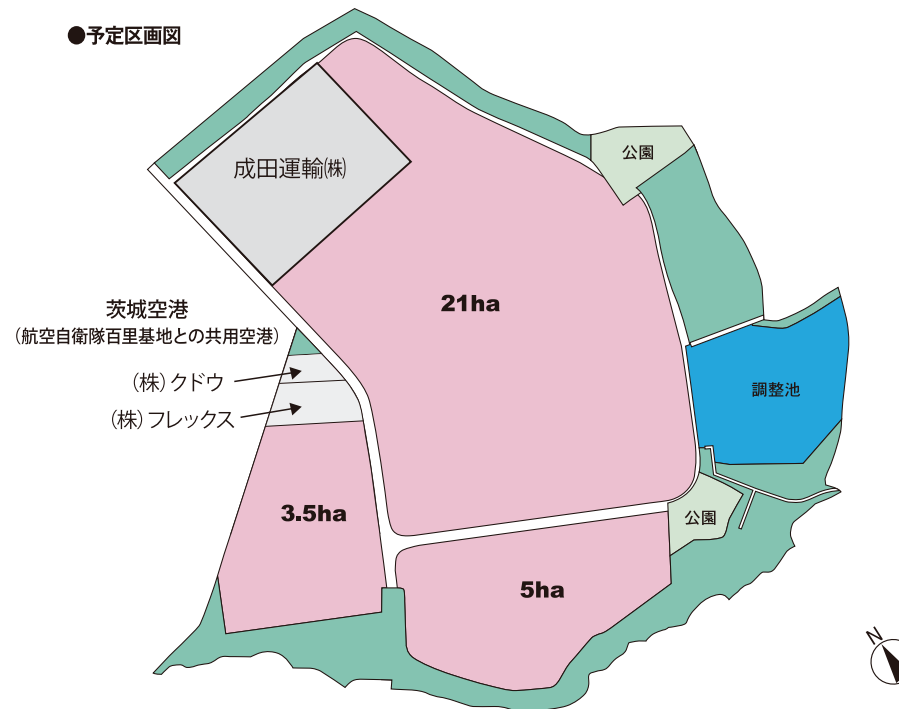
鉄道

港湾

空港



●予定区画図



[分譲価格] 11,900円/㎡～13,200円/㎡ (39,270円/坪～43,560円/坪)

概要	所在地	小美玉市下吉影
用地面積	総面積51.7ha 分譲中面積 29.5ha	
分譲価格等	11,900円/㎡～13,200円/㎡	
用途地域	無指定	
建ぺい率等	建ぺい率60% 容積率200%	
地質	サンプル調査結果有	
指定地域	工場適地	
設備・環境	用水	工業用水:地下水対応(団地全体) 上水道:市上水道から供給(給水能力210㎡/日(団地全体) 基本料金3,080円(税込)/月(～20㎡)、 従量使用料187円～242円(税込)/㎡)、加入負担金:有
汚水	各企業で排水基準以下に処理後、団地内専用排水管へ接続	
排出基準	大気汚染防止法(K値):一般排出基準17.5	
電力	問い合わせ先/東京電力パワーグリッド株式会社(TEL. 029-899-1935)	
優遇制度	税制	不動産取得税(県税)の課税免除 固定資産税(市税)の課税免除(5年間)
奨励金	小美玉市市民雇用奨励金[地元正規雇用者1人あたり10万円を交付(3年間)]※支給要件あり	
融資	茨城県工場等立地促進融資(限度額25億円)	

■主な進出企業
成田運輸(株)・物流/㈱クドウ…空調等配管製造/㈱フレックス…食品包装用フィルム製造
事業者 茨城県(立地整備課)/〒310-8555 水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-2752 E-mail kogyodanchi@pref.ibaraki.lg.jp

※茨城県立地希望企業紹介制度対象工業団地